

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月30日
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	E S - C O N J A P A N L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 直江 啓文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 336,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	58,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1 平成21年10月30日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	58,000	336,400,000	168,200,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	58,000	336,400,000	168,200,000

(注) 1 第三者割当の方法によっております。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称	王 厚龍	
割当株式数	8,000株	
払込金額	46,400,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪府大阪市中央区
当社との関係	出資関係	当社株式15,000株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確認していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該譲渡を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。	

割当予定先の氏名又は名称	王 淑華	
割当株式数	30,000株	
払込金額	174,000,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪府大阪市中央区
当社との関係	出資関係	当社30,000株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。	

割当予定先の氏名又は名称	株式会社三愛ハウジング	
割当株式数	17,000株	
払込金額	98,600,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪市中央区南船場三丁目11番18号 6階
	代表者氏名	野澤 和佳
	資本金	金1,000万円
	事業の内容	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング
	大株主及び持株比率	王 厚龍 52.0% 他4人
当社との関係	出資関係	当社株式15,000株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。	

割当予定先の氏名又は名称		直江 啓文
割当株式数		2,000株
払込金額		11,600,000円
割当予定先の内容	住所	奈良県香芝市
当社との関係	出資関係	当社株式16,621株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社代表取締役社長
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確認していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該譲渡を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称		伊藤 貴俊
割当株式数		700株
払込金額		4,060,000円
割当予定先の内容	住所	京都市西京区
当社との関係	出資関係	当社株式1,011株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社常務取締役
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確認していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該譲渡を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称		寺内 孝春
割当株数		300株
払込金額		1,740,000円
割当予定先の内容	住所	東京都足立区
当社との関係	出資関係	当社株式521株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社取締役
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確認していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容(譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等)及び当該譲渡を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

(注1) 本第三者割当増資の理由は以下の通りです。

事業再生ADR手続における事業再生計画案の成立

当社は、平成21年6月22日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の利用申請を行い、その後、同手続の対象債権者(以下「ADR対象債権者」といいます。)との間で、事業再生計画案の策定のための協議を進めてきたところです。

そして、平成21年10月29日に開催された事業再生計画案の決議のための第3回債権者会議の続会において、ADR対象債権者全員の同意をもって、事業再生計画案に対する承認を得るに至りました。

今後、当社は、事業再生ADR手続において成立した事業再生計画に従いつつ、全社一丸となって不退職の決意をもって抜本的な事業再生に邁進してまいります。

公募社債の償還期限等の変更

また、当社が発行している公募社債である株式会社日本エスコン第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(未償還額面総額:50億円)、株式会社日本エスコン第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(未償還額面総額:30億円)(以下、総称して「本件国内社債」といいます。)、及び株式会社日本エスコン2009年7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(未償還額面総額:33億2,500万円)(以下、本件国内社債と併せて「本件社債」といいます。)について、いずれも償還期限の到来又は期限の利益の喪失に至り、その後、事業再生ADR手続外で、同手続におけるADR対象債権者との協議と併行するかたちで、本件社債の社債権者との間で本件社債の取扱いについて協議を進めてまいったところです。

そして、当社は、平成21年10月28日に開催された本件社債の各社債権者集会において、本件社債につき、平成21年11月11日を効力発生日として、元本償還の方法及び期限、利率、利息支払の方法及び期限その他の社債要項を変更すること、並びに未払遅延損害金の利率及び支払期日を変更することについて、それぞれ承認をいただきました。なお、このうち本件国内社債については、東京地方裁判所から決議の認可決定を受けることを条件として、その効力を生ずることになります。

今後、当社は、本件社債については、上記各社債権者集会において承認をいただいた新たな社債要項に従って、長期かつ分割の額面償還を進めていくこととなります。

公募社債の買入資金の必要性

当社は、本件社債の社債権者に対して、社債要項の変更による長期かつ分割の額面償還をお願いするとともに、当社において本件社債を額面未満の買入価格で買入れるというオプションを提案しておりました。その結果、平成21年9月25日時点で本件社債の社債権者から、本件社債のうち未償還残高合計約89億円分(買入代金総額約13億円)について、当社による買入れを希望する旨の意向表明をいただくに至りました。

当社としては、当社による本件社債の買入れを希望する社債権者(以下「買入希望社債権者」といいます。)にも前記の各社債権者集会において賛成の議決権を行使していただくためにも、当該集会の開催前までには、当該社債権者との間で本件社債の買入れに係る契約を締結し又は締結できる状況に至っている必要があります。その一方で、当社は、本件社債の買入資金として、主力銀行からの約6億円超の資金支援と、平成21年9月25日付決議の第三者割当増資(以下「前回第三者割当増資」といいます。)による約4億円超の資金調達とによって、合計約10億円強の資金の調達が見込まれていたものの、残余の買入資金については、確実な目処がついていないという状況にありました。

そこで、当社は、買入希望社債権者との間で買入代金の支払時期及び支払方法について協議をした結果、買入れの希望のあった本件社債の未償還残高合計約89億円分のうち、約70億円超分(買入代金総額約10億円強)については、同年11月20日を実行日としてこれを買入れることとし(以下「第1回買入れ」といいます。)、残余の約18億円超分(買入代金総額約3億円)については、その買入資金の調達に要する期間を考慮して、平成22年1月20日を実行日としてこれを買入れることとして、買入希望社債権者からの理解を得ました(以下「第2回買入れ」といいます。)。第2回買入れに係る契約につきましては、買入希望社債権者の要望も考慮し、買入希望社債権者のみを予約完結権者とする買入予約契約としており、第2回買入れに係る売買契約は、買入希望社債権者による売買予約完結権の行使がなされた時点に成立することとなります。なお、買入の希望のあった本件社債の未償還残高合計約89億円分のうち約6億円分(第1回買入れにつき約5億円分、第2回買入れにつき約1億円分)については、買入希望社債権者の社内手続上の事情により、本日時点では契約そのものは未締結となっております。

このように、当社は、買入の希望のあった本件社債の未償還残高合計約89億円分を買入れることになっており、そのうち平成21年11月20日を実行日とする第1回買入れ(未償還残高合計約70億円超分、買入代金総額約10億円強)については、すでに買入資金の調達が見込まれているものの、平成22年1月20日を実行日とする第2回買入れ(未償還残高約18億円超分、買入代金総額約3億円)については、未だ買入資金の確保ができていないという状況にあります。

社債買入資金の外部調達の必要性

当社は、前記の通り、事業再生ADR手続において成立した事業再生計画の下で事業再生に取り組み始めているものの、外部の事業環境は依然として厳しい状況が続いており、事業遂行に必要な運転資金を十分に確保しておくことも重要な課題となっております。

このため、当社としては、運転資金を十分に確保しつつ、本件社債の買入れを実現するためには、外部から新たな資金調達をすることが必要不可欠であると考えております。

第三者割当増資による調達の必要性

当社は、前記の通り、未だ事業再生ADR手続において事業再生計画が成立したばかりの段階にあるため、依然として間接金融によって多額の資金を調達することは困難な状況にあります。加えて、すでに本件社債の買入資金の一部は、ADR対象債権者である主力銀行からの借入金によって賅うこととしておりますので、これ以上間接金融によって資金を調達して負債を増加させることは、事業遂行にとって負担が大きくなるおそれがあります。そこで、さらなる資金調達は、間接金融によってではなく、増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

また、増資の形態としては、第三者割当増資のほかに公募増資も考えられるところですが、調達規模からみて公募増資によって迅速かつ確実な調達をするのは困難であり、より迅速かつ確実な調達が見込める第三者割当増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社としましては、本件社債の買入れのために必要な追加資金を、第三者割当増資によって調達することが必要かつ適切であると判断しております。

(注2) 割当先の選定理由について

本第三者割当増資における各割当先の選定理由は、以下の通りです。なお、各割当先につきましては、外部調査機関を通じて反社会的勢力と一切関係がないことを確認しており、各割当先の払込原資につきましては、前回第三者割当増資の決議に際して、払込原資となるべき預金残高を証明していただいたうえ、その後に変動がないことを確認しております。

王厚龍氏について

本第三者割当増資の割当先である王厚龍氏は、前回第三者割当増資の割当先であります。

王厚龍氏は、正龍グループを構成する複数の会社の実質的なオーナーであり、そのうち数社の代表取締役を務めております。正龍グループは、大阪を地盤とする不動産関連事業を中心とする企業グループであります。

前回第三者割当増資において、王厚龍氏は、当社との事業シナジーをも展望しつつ、中長期的視点にたった投資を目的として増資を引き受け、王厚龍氏の保有する他の上場株式と同様に、当社の株式を中長期的に保有する方針であり、当社経営陣と協調的かつ友好的に当社の事業再生及び企業価値向上の実現を図る姿勢でありました。本第三者割当増資におきましても、王厚龍氏のかかる目的、方針及び姿勢は、引き続き同一であります。

王淑華氏について

王淑華氏は、前回第三者割当増資の割当先である王厚龍氏と婚姻関係にあり、王淑華氏自身も前回第三者割当増資の割当先であります。

王厚龍氏は、正龍グループを構成する複数の会社の実質的なオーナーであり、そのうち数社の代表取締役を務めております。正龍グループは、大阪を地盤とする不動産関連事業を中心とする企業グループであります。

前回第三者割当増資において、王厚龍氏は、当社との事業シナジーをも展望しつつ、中長期的視点にたった投資を目的として増資を引き受け、王厚龍氏の保有する他の上場株式と同様に、当社の株式を中長期的に保有する方針であり、当社経営陣と協調的かつ友好的に当社の事業再生及び企業価値向上の実現を図る姿勢でありました。

王淑華氏も、王厚龍氏のビジネスパートナーとして、正龍グループにおける複数の会社の取締役を務めており、前回第三者割当増資においても、王厚龍氏と同一の投資目的及び保有方針において、増資を引き受けております。本第三者割当増資におきましても、王淑華氏のかかる投資目的及び保有方針は、引き続き同一であります。

株式会社三愛ハウジングについて

前回第三者割当増資の割当先である王厚龍氏が実質的なオーナーとなっている正龍グループにおいて、不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング事業を営んでおり、株式会社三愛ハウジング自身も、前回第三者割当増資の割当先であります。

実質的に王厚龍氏の支配下にあり、前回第三者割当増資において、王厚龍氏と実質的に同一の投資目的及び保有方針において、増資を引き受けております。本第三者割当増資におきましても、株式会社三愛ハウジングの投資目的及び保有方針は、引き続き同一であります。

当社経営陣について

直江啓文、伊藤貴俊及び寺内孝春は、いずれも当社の取締役であり、長年に亘って当社の経営に携わっており、前回第三者割当増資の割当先でもあります。

今後も、当社の事業再生及び企業価値向上の早期実現のために引き続き中心的な役割を担う予定であり、本第三者割当増資を引き受けることにより、当社経営に対する更に強いコミットメントを示すものであります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込拠出金(円)	払込期日
5,800	2,900	1株	平成21年11月30日	-	平成21年11月30日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 上記株式を割当てた者から申し込みがない株式については失権いたします。
- 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は増加する会社法上の資本金の額であります。
- 4 申込方法は、下記申込取扱場所に申込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 発行条件等の合理性

発行価格の算定根拠

本第三者割当増資においては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの4か月間(平成21年6月30日から同年10月29日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場における当社株式の普通取引の終値の単純平均値である5,917円を参考として、新株式の発行価格(募集株式の払込金額)を約1.98%ディスカウントした価格である5,800円といたしました。

新株式の発行価格は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値である9,140円からは約36.54%、過去1か月間の終値の単純平均値である7,139円からは約18.76%、過去3か月間の終値の単純平均値である6,443円から約9.98%、過去6か月間の終値の単純平均値である6,354円からは約8.72%、それぞれディスカウントした価格となります。この点、当社は、取締役会決議日の直前取引日の前日及び当日に、本件社債の償還期限その他の社債要項の変更という投資家の投資判断への影響が比較的大きいと思われる事項を公表したばかりで、公表から十分な期間が経過していないため、取締役会決議日の直前取引日の株価には、かかる事項がまだ株価に適正に反映されているとは言い難いと考えられますので、これを参考として発行価格を算定するのは妥当でないと考えております。また、平成21年8月下旬以降現在までのJASDAQ市場における当社株式の出来高は過去に例のないほど急増を示し、これに伴って当社株式の株価の暴落習性も極めて大きくなっているところであり、当社の実態を十分に反映しない株価形成がなされている疑いが強くなっておりますので、過去1~2か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定することも、また妥当でないと考えております。むしろ、本日発行された前回第三者割当増資の発行価格は、事業再生ADR手続開始後から発行決議日前日までの過去3か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定いたしましたので、これと近接して行われる本第三者割当増資の発行価格も、前回第三者割当増資の発行価格と同様の基準を参考として発行価格を算定することが、取締役会決議日の直前取引日の株価又は過去の他の期間の平均の株価を参考とするよりも適切であると判断いたしました。

発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量(募集株式の総数)は普通株式58,000株ですので、現在の当社の発行済株式総数の21.02%、総議決権数でも21.02%に相当し、当該割合において当社株式に希釈化を生じることになります。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、前記の通り本件社債の第2回買入れの買入資金に充当されるものであるところ、当社において本件社債の一部を額面未満で買い入れることは、前記の通り事業再生ADR手続において成立した事業再生計画の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、財務基盤を早期に健全化することに資するものですので、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希釈化され、一時的には既存株主の負担が生じることは避けられないところですが、しかし、当社は、事業再生ADR手続の下で、すでに当社の金融債権者及び本件社債の社債権者には、長期の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更という負担を承認いただいたところですので、本第三者割当増資による当社株式の希釈化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

また、本件社債の社債権者に提案した買入価格は、本件社債の社債権者との間で慎重な交渉を重ねてきた結果を踏まえた適正な価格であり、前記の通り第2回買入れの買入価格の総額は約3億円ですので、本第三者割当増資によって調達する資金の総額は、本件社債の第2回買入れの買入資金に充当するという目的に照らしても必要な限度を超えておりません。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希釈化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断いたしました。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日本エスコ 管理部	大阪府中央区伏見町4丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 堂島支店	大阪府北区堂島1丁目6番20号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
336,400,000	17,600,000	318,800,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び手数料は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額318,800,000円は、その全額を、本件社債の第2回買入れの買入代金に充当する予定でありませぬ。

買入代金の支払は、第2回買入れの実行日である平成22年1月20日に行います。

本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の第2回買入れの買入代金に充当することは、本件社債の買入希望社債権者の選択を実現するものであるとともに、本件社債の一部を額面未済で買入消却することによって当社の負債を削減し、買入価格と本件社債の額面金額との差額において社債買入消却益を発生させることになるため、当社の財務基盤を早期に健全化することに資するものです。

したがって、本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の第2回買入れの買入代金に充当することには、十分な合理性があるものと判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

組込情報である第14期有価証券報告書の提出日(平成21年3月27日)以降、本有価証券届出書(平成21年10月30日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<平成21年3月30日提出の臨時報告書>

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 有限会社コンステレーション・ワン

住所 大阪市中央区谷町一丁目3番12号

代表者の氏名 清算人 國方 麻吏

資本金 403百万円

事業の内容 不動産企画販売業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する議決権の数

異動前 8,060個

異動後 -

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.0%

異動後 -

(3) 異動の理由及びその年月日

異動の理由 清算終了

異動年月日 平成21年3月30日

<平成21年4月27日提出の臨時報告書>

特別損失の発生

当該事象の発生年月日

平成21年4月23日及び24日

当該事象の内容

当社が保有するドレスナー銀行・日経平均連動型・ユーロ円債(券面総額1,000百万円)及びマルチコーラブル・日経平均連動型・ユーロ円債(券面総額500百万円)を売却いたしました。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象により平成21年12月期において、連結・個別とも投資有価証券売却損1,144百万円を特別損失として計上する予定であります。

<平成21年6月19日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主でなくなるもの)

タワー投資顧問株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 23,200個

異動後 14,661個

総株主の議決権に対する割合

異動前 12.8%

異動後 8.1%

(3) 当該異動の年月日

平成21年 6月18日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本の額 3,808,403,008円

本報告書提出日現在の総株主の議決権の数 181,883個

<平成21年7月13日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主でなくなるもの)

名称 ゴールドマン・サックス・インターナショナル

常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 49,350個

異動後 192個

総株主の議決権に対する割合

異動前 27.12%

異動後 0.10%

(3) 当該異動の年月日

平成21年 6月30日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本の額 3,808,403,008円

本報告書提出日現在の総株主の議決権の数 181,883個

<平成21年10月30日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主となるもの)

名称 王 淑華

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 0個

異動後 30,000個

総株主の議決権に対する割合

異動前 0.00%

異動後 10.87%

(3) 当該異動の年月日

平成21年10月30日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本の額 4,043,403,008円

本報告書提出日現在の総株主の議決権の数 275,883個

議決権総数に関しては、平成21年9月30日時点の株主名簿を基準に算出しております。

2 事業等のリスクについて

組込情報である第14期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年10月30日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は_____ 罫で示しております。

(3) 継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社グループは、当第2四半期連結会計期間において不動産市況の更なる悪化による予想を上回る販売不振の影響を受け、たな卸資産評価損3,937百万円を売上原価に計上したこと等により、3,940百万円の営業損失、4,343百万円の経常損失を計上し、加えて、賃貸用不動産の減損損失2,005百万円を特別損失として計上したため、7,830百万円の四半期純損失を計上しました。また、物件の売却による資金回収が思うように進まなかったことに加え、資金調達が困難な状況にあったことから、借入金43,493百万円の返済が困難な状況にあり、加えて、平成21年6月26日を償還期限とする第2回無担保社債5,000百万円を償還することができず、それに伴い、当社が発行しております第1回無担保社債3,000百万円、第11回無担保社債2,850百万円、第12回無担保社債570百万円および平成21年7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債3,325百万円の各社債についてもそれらの社債要項および諸契約に基づき、期限の利益を喪失しております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、平成21年6月22日付で公表いたしました「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」に記載のとおり、事業再生ADR手続を利用することといたしました。

その後、事業再生ADR手続における全手続対象債権者の皆様と、事業再生計画案についての協議を進め、全手続対象債権者の皆様の合意により事業再生計画に対する承認を得ることを目指すとともに、事業再生ADR手続外ではありますが、第1回社債及び第2回社債ならびに転換社債についても、事業再生ADR手続における手続対象債権者との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、その取扱いについて協議をさせていただいておりましたが、社債については、平成21年10月28日に日本及びジュネーブ（スイス）で開催された社債権者集会において、元本償還の方法及び期限、利率、利息支払の方法及び期限その他の社債要項を変更すること、並びに未払遅延損害金の利率及び支払期日を変更することについて、それぞれ承認頂きました。また、事業再生ADR手続については、平成21年10月29日開催の第3回債権者会議の続会において、ADR対象債権者全員の同意をもって、事業再生計画案に対する承認を得るに至りました。

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続き特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 小林 昌敏 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鳥居 陽 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結会計期間においても重要な経常損失及び四半期純損失を計上し、借入金の一部について返済が困難な状況にあり、加えて、社債についても期限の利益を喪失したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年7月17日に子会社株式を譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 昌 敏

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法(イ)有形固定資産」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 昌 敏

業務執行社員 公認会計士 鳥 居 陽

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において経常損失及び重要な当期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小 林 昌 敏
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 林 昌 敏
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 鳥 居 陽

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において経常損失及び重要な当期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。